

取扱区分：公開

令和5年第5回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年5月25日（木）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和5年第5回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第5回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和5年5月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和5年5月25日（木） 午後4時48分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進
9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

（番号1：開発許可の見込みがたっており、見送り）

議案第4号 農用地区域からの除外について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 5 農地法第18条の合意解約申請について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）、農政課職員（2人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 野村 知代
事務局 田嶋 諒大
農政課 岩崎 輝之
農政課 折原 尚輝

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第5回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和5年4月25日に開催いたしました令和5年第4回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件が、報告1から報告5までございます。

本日は、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号のうち、新規設定の番号1と番号2につきましては、関連がありますので、併せて担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

番号1について、受人にお話しを伺ったところ、渡人が耕作できなくなったため、管理を依頼され受けたということでした。受人はここ2、3年、田を増やしており、定年退職後に本格的に耕作されている方なので、問題ないと思います。

番号2については、既に相対で借りておりましたが、正式に契約を結んだ方がよいということになり、申請に至ったとのこと。番号2の受人も安定して耕作をされているため、安心して任せられると思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

渡人の●●●●さんはお亡くなりになっておりますが、相続の手続きがまだされていないため、農地台帳上は●●さんのお名前のままになっております。実際には、契約は奥様の●●●●さんのお名前です。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1と番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号1と番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

ここは代々の貸し借りで物置が建っており、相対で貸し借りをしていたところ、貸す方と借りる方がそれぞれ代替わりをして新しい人になったため、この先どうなるかわからないということで、今回の申請に至ったとのことでした。

地目は畑になっていますが、実際には乾燥機やトラクター等を入れている物置が建っている所を借りており、以前から利用していたということの確認は取れています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからのお話にもあったとおり、物置が建っているのですが、報告3号で受人から農業用施設の届出の報告が出ております。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

賃借料が高額なようですが、何か理由がございましたら教えてください。

(事務局)

建物の敷地として借りているからだと思います。今までも、●●●●円を12月に徴収していたそうです。普通の畑（耕作地）とは違う扱いだと思います。

(議 長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

今回の土地については、昨年度、受人がイチゴハウスを作るために申請をした場所の隣接地を追加し、借り受けるものです。

なお、渡人は昨年お亡くなりになりましたが、相続の手続きをされていないため、台帳上そのままお名前が記載されている形となります。相続人は、●●●●さんの予定です。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんのお話のとおりです。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号4につきましては、承認することといたします。

次に新規設定の番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

現地は、草が生えて鬱そうとしていました。

渡人に話を伺ったところ管理ができないので、隣の農地を借りて養蜂をやっている受人に貸すことに決めたそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

渡人の●●●●さんの前は、●●さんという方が本土地を貸しておりましたが、相続の手続きが完了したため、新規ということで申請があがってきております。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号6と番号7、番号8につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

議案第1号、新規設定の番号8につきまして、●●委員に関係する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

渡人は、実家の水田を相続で取得しましたが、農業ができないということで、受人や農業委員さんが借り受けました。何の問題もないと思われます。

番号7について、渡人はご高齢で体調も悪く、耕作できないという中で、受人が積極的に田を借りて、従業員を雇い耕作するということで、利用権を設定したということです。

現状としましては、何も問題はないと思われます。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

積極的に耕作されているということですが、ご存じでしたら年齢を教えてください。

(事務局)

今年●●歳になられる方だそうです。

(委 員)

わかりました。ありがとうございました。

(議 長)

番号6、7、8について、他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号6と番号7、番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号6、番号7、番号8につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号9につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

今までブルーベリーを栽培していた畑ですが、作っていた方がご高齢となり、管理ができないということで渡人に返されましたが、渡人が困っていたところ、受人が借りてもよいと

いうことでしたので、貸すことになったようです。

現地を確認したところ、管理はきちんとされていました。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

受人は、新規就農の相談にも来られた方で、キャッサバという芋を植えて育てたいという話を伺っています。タピオカの原料になる芋だそうです。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号9につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号10につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

今までも契約していたということですが、はっきりしないため、今回、新規で契約をするということです。

畑を確認したところ、受人が●●●さんなのでサツキが植えてありました。

問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

新規設定になっているのですが、以前は渡人の土地を●●●さんが借りており、●●●●さんがお亡くなりになったということで、新たに●●●●さんが契約されるということで、新規という扱いになります。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号10につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号11から番号17につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、●●委員に関する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

受人は農地を集約して合理的に耕作したいということで、自分の農地と合わせて近場に設定しております。たくさんの筆があるのですが、畦畔を除去して広く使いやすくしております。番号11から番号17までの7筆は、1町少しあります。その他、自分の土地が1町少しあり、合わせると2町2反くらいになります。今年はその土地を代掻きしております。

受人の年齢は●●歳で、7月で●●歳になるということで、10年の契約で設定しております。

●●の場合、ブロックローテーションにかかることもあり、その時には解約するということを聞いております。

(議 長)

事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号11から番号17につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号11から番号17につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号18から番号25までにつきましては、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし

(議 長)

よろしいでしょうか。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号のうち再設定番号18から番号25につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、再設定番号18から番号25につきまして、承認することといたします。

次に議案書5ページ、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

元々、畑を住宅敷地の一部として利用していましたが、車庫を作るための敷地拡張（追認）となります。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の２ページをご覧ください。

対象地は農業振興地域内の農地で、告示前証明を確認しています。

地図の●●●●と●●●●が宅地となり、こちらも含めた全体面積を表記しています。

農地性は、第２種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)となります。

追認のため費用は発生いたしません。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

５月２日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号、番号１につきましては、承認することといたします。

続きまして議案第２号、番号２につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請地に家を建てることになったため、申請に至りました。現在住んでいる所は２、３年前に所有者であった親族の者が売却しました。

しかし、申請人が新しい家を建てるまでは使っていてよいということでした。

(議 長)

事務局より補足説明がございますか。

(事務局)

補足説明資料３、４ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内のため除外証明が添付されていることを確認しております。

農地性は第2種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は北側市道から引き込み、雨水は敷地内浸透処理、オーバーフロー分は既存道路側溝に放流、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、既存道路側溝に放流します。

5月2日に現地確認済みです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書6ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局)

番号1については、開発許可の見込みがたっておりませんので、今回の審議も見送らせていただきます。

— 議案第3号、議案書朗読 —

(議長)

議案第3号、番号1でございますが、この案件につきましては、ただ今事務局から説明がありましたとおり、今月も審議は見送りとさせていただきます。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人にお会いしてお話を聞いたところ、●●●●の娘さんの家を改築するため手続きを進めていたところ、●●●●が農地であるため出入りが難しいということで、出入り口確保の

ための農地転用の運びとなりました。

出入口が約●mあり、きれいに管理されて特に問題はないと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域内の農地で、除外証明の添付を確認しております。

ここで、補足説明資料7ページに訂正がございます。全体面積が畑●●㎡に加えて、●●●●と●●●●の宅地を加えた●●●㎡に訂正させていただきます。

申請地は、第2種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)です。

住宅敷地の敷地拡張で申請いただいております。

造成なしのため、費用はありません。

給排水計画については、上水は前面市道●●●号線から引き込み、雨水は宅地内処理、汚水・雑排水はU字溝へ放流します。

5月2日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号3につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在についての説明 ー

長い間、休耕状態でした。昨年まではきれいな状態でしたが、今年は管理されていませんが問題ない状況です。埋め立てをして畑として耕作する予定です。

排水の方はきちんとしていますが、道路が狭く、利用価値が非常に低い状態です。少しでも有効活用してもらえたらという考えです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域内の農地ですが、適合証明の添付を確認しております。

申請地は、第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

5月2日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

今までは田ということでしたが、畑とした場合の耕作予定者等は決まっているのでしょうか。

(事務局)

決定しております。●●にございます、●●●●というところから作付け計画をいただいております。

●●●●さんについては、利用権の再設定番号22に記載されています。

(委 員)

再設定の渡人は●●の人ですが、●●●●は、●●●出身の●●代の男性がやっているそうです。無農薬野菜を通販やデパート等に卸しています。最近は、数名従業員も雇って耕作をしているという話を聞きました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

埋め立てをした場合、隣の田には影響はございませんか。

(委 員)

1mくらい盛土をします。道路よりも少し高くなります。

(委 員)

そうすると、水などの面で心配はございませんか。

(委 員)

心配ないと思われます。

(事務局)

土地改良を行う上で、埼玉県基準がございますので、それに基づき施工いたします。今回の場合、概ね90cm～1mくらい土を盛ると思います。その際、隣の田より約1m高くなってしまうますが、埋める方の土地側に、境界から1m分は平場を作っていただき、次に、法面を倍の幅2mで作りますので、耕作面は境界から約3mの位置からになります。そのため、隣の耕作地に対しては、影響があまりないのではないかと考えられます。また、現場の地形は、●●●●の方が多少高く、●●●●に向かって下がっていく斜面地になっています。図では●●●●から●●●●に向かって道路があると思いますが、こちらの道路に出入口を付けるそうです。出入口の道路の高さを基準に基盤面の高さを決めますが、基準から30cmまで上げることができます。ただ、道路が斜面になっておりますから、多少上がる所では5～60cmの差はついてしまうかもしれません。基準となる所から30cmまでしか上げることができませんので、極端な影響は出ないと思われます。

(委 員)

工事車両の搬入路はあるのですか。

(事務局)

●●の県道から、図面で真横に通っている太い道へ入ってくると聞いています。丁字路のぶつかった所から、●●●●の方へ向かい、そこから両側へ土を盛っていく予定だそうです。

(委 員)

大型車で運ぶのですか。

(事務局)

はい。途中、水路等があるのですが、そこは鉄板を引いて仮の橋を付けるようなことを伺っております。

田の中の道路ですから、大型のダンプで通行すると道路が壊れてしまう恐れもあるということで、道路を管理している道路課と事業者さんの方で立ち会って確認した上で、工事が終わった後、損傷があるようなら補修してもらうなどの協議をしています。

(委 員)

事業者ではなく、地元の方は誰がいるのですか。

(事務局)

今まで、●●●●をやられている際は、地元の方が代表者でいらっしゃいました。こちらの耕作地については、改めて代表者の方がどなたになっているか伺っておりません。

工事中に何かがあった場合、工事を実施している申請者に連絡を入れる形になります。工事が終わった後に何かあった場合は、地権者の方は土地を貸しているだけとなるため、土地を借りて耕作される方に連絡を取らせていただきます。

(委 員)

埋め立ての関係ですが、●●もだいぶ業者に狙われておりましたが、一軒一軒おとしているようです。●●委員さんがおっしゃったように、代表者という方がいないと、もし埋め立てがきちんとできない場合は、業者とのやり取りをする人がいなくなってしまうです。自治会長や農業委員などが、クレームが出てきた場合には表へ出ていくのですが、その時では遅いこともあります。良い方向に進めばよいのですが、業者の方は一人ひとり落とすということが基本なので、何人かを一遍に落とすとなると、埋め立てもうまくいかなくなります。埋め立てをすることになり、皆さまが承諾をするのにあたり、地権者の中から代表者を選んでおくか、何か対策をしておかないと後々困ることもあるかもしれません。

(委 員)

譲渡人に●●さん外●名と書いてありますが、●●さんが代表者ではないのでしょうか。また、●●の方も何か所かやってもらっていますが、必ず農業委員を通してからやってほしいという話をしています。今回は、副会長のところには挨拶回り等行っておりますか。

(委 員)

いえ、全く急な話で、私のところへ耳にはいったのは、事務局から書類が届いてからです。こういう事業が始まったことは一切知りませんでした。もちろん、こういう事業をやりたいとスタートを切った人が誰かもわかりません。

(委 員)

市の方で受ける際も、農業委員にその地区を見てもらった方がよいと思います。

(委 員)

農家組合も知らないのですか。

(委 員)

個人的には連絡を取っていると思います。

(委 員)

埋め立て費用は、こんなにかかるのですか。

(事務局)

業者さんから計画としてあがってきており、実際に我々がその金額を審査しているのではないため分かりかねますが、機械代や作業をする人たちの人件費等を計上するとそのくらいになるという見積もりです。工事に対して費用はかかるのですが、地主さんに対して費用負担を求めているかというのと、ある程度の規模になると地主さんに費用負担を求めているというふうです。

先程の代表者についてですが、代表者が決まっている所は、自分たちから土地改良をしたいと自主的に事業をやる方達で代表者を決めているようです。また、改良後は、代表者や関係している団体等が耕作をしていくということのようです。

それに対して業者さんから地主さんへ話していく際には、業者さんが土地改良後に耕作する人を連れてきますからどうですか、という話のようです。費用は一切地主さんには面倒をかけません、自分たちの方で費用は負担し耕作者を探してきます、という流れになり、地主さんが了解すれば事業が始まるようです。

(委員)

こちら●●●●さんから、●反の埋め立てを無料でやってもらいました。よって、なぜ造成費が書いてあるのかと思い、お聞きしました。

(事務局)

昔、土地改良の事業は、地主さんに対して負担額が発生する場合の金額を書いていたのですが、今は、施工会社さんが工事にかかる費用を記入しています。

例えば、機械を使えばリース料がかかります。一方、土砂の受け入れ先として、トラック1台いくらかということでお金をもらっているようです。そういうお金が入ってくるため、これだけの費用がかかっても無償で土地改良をやるということのようです。

工事途中で資金難となり工事がストップすることのないよう、工事費に相当する資金が用意してあることを残高証明等で確認をしております。

(委員)

土砂を埋める際に、用水や排水等が絡んでくるため、代表者がいないと地形が崩れることもあると思いますが、参考になるお話をありがとうございました。

(委員)

埋め立ての受付の際は、市の方でも一応農業委員さんを通してください、と言言っていたいただければ助かります。

(事務局)

受付は、法的な書類がそろっていれば受けなければならないのですが、事業を知った段階で、地域の農業委員さんにも事業計画の話をしていただきたいと伝え、地域の農業委員さんを紹介させていただきたいと存じます。

(委 員)

よろしく願いいたします。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号3につきましては、承認することといたします。

この後の議案第4号につきましては、農政課に説明を求めるため、ここで、暫時休憩いたします。

－ 休 憩 －

(事務局)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、議案書8ページ 議案第4号「農用地区域からの除外について」でございます。
本議案は、許可承認案件ではなく、農業委員会からの意見を付するものでございます。事務局からの議案朗読前に、農政課から議案の趣旨及び農用地区域から除外を行うことができる判断基準等につきまして説明をお願いします。

(農政課)

本日の議題は、令和5年1月に申し出のあった農用地区域からの除外3件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づき、農業委員会の意見をいただくため審議をお願いするものです。

まず、配布資料について確認させていただきます。「令和5年1月申出分 農業振興地域整備計画の変更について」というものになります。一枚目表面に除外の目的、一枚目裏面に除外の運用における基準、続いて二枚目に除外の5要件についてお配りしています。三枚目以降が今回の対象案件の資料になります。

農用地区域から除外をするためには、一枚目及び二枚目の要件を満たした上で、なおかつ、関係法令に基づく許可等の見込みがある場合にのみ除外ができる形となります。

本日は、農用地区域からの除外をすることが適当であるか、農地転用許可の見込みがあるかどうかについて、ご意見をいただければと思います。

なお、本日の審議をもって農用地区域からの除外の可否が決まるのではなく、法令に基づき、農業委員会、農業協同組合、土地改良区の意見をいただいた上で、春日部農林振興セン

ターと協議をし、農用地区域からの除外の可否が決定することとなります。

以上、よろしくお願いいたします。

(議 長)

それでは、議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

担当地区委員から説明をいただきました後、農政課からの補足説明を伺い、農業委員会事務局として何か意見があるか否か説明を受け、農業委員会としての意見をお諮りしたいと存じます。

それでは議案第4号、番号1につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現地確認させていただきましたが、資料に付いている②の写真を見てください。農機具が置いてあるトンネルハウスがある右側になります。

前のページの公図で、●●●●、●●●●とあり、●●●●に現在、住宅が建っています。お母さまがいる時に、分家新所ということでお住まいを構えたいのですが、●●●●と●●●●はお兄さんの名義になっていたそうです。お兄さんが何年か前に亡くなり、男性が●●さんお一人になってしまいました。どうしようか迷っているうちに現在に至ってしまったそうです。農地を管理するための農機具の保管や、農耕車及び車の保管を行いたく、申請に及んだとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

最終ページの写真に注目していただきたいのですが、②の写真の手前に土管のようなものが置かれている状態となります。また、⑥の写真には樹木が3本程度あるのですが、1本だけは現地確認した際に果樹だと見受けられましたが、残り2本については果樹以外の樹木ということで、土管と果樹以外の樹木については、是正をしていただくよう既にお願いをしています。

事案全体としては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をするための基準及び要件は、概ね満たしていると考えております。また、農業協同組合からは、除外について問題なしと意見いただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

(議 長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

既存の敷地内で十分対応可能なのではないかと考えられます。申請地に既にブロック塀があります。所有する農地に農地法違反の可能性がみられます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、農政課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

先ほど、樹木が3本あるとのことでしたが、果樹以外の植木は対象外になるのですか。

(農政課)

先日、春日部農林振興センターと農業委員会と現地を確認しに行った際、果樹以外の樹木はそもそも農地にあるべきものではない、ということで伺っております。

(委 員)

その樹木もお兄さんが植えたらしいです。兄から土地を相続するまでは家が建っている場所しか●●さんの名義ではなかったらしいです。

(委 員)

果樹以外は農地にあるべきではないということですが、花木類や苗木は畑扱いではないのでしょうか。

(事務局)

農業委員会としては、樹木についてはどういった木であるのか理由を聞くまでは判断できないと考えているのですが、先日、他の会議において説明にあったような話が出てきたということ伺っています。

それ以外で、農業委員会といたしましては、土地の利用の形態として、資料の配置図を見た際に、布団干し場、洗濯干し場、車路を取っているということで、その辺を上手く利用すれば農地そのものはそのままでもよいのではないかと考えております。

また、②の写真ですが、ブロック塀が農地に入ってしまったようです。農地としては本来、ブロック塀は不要なものと考えております。こういった工作物は一般的には農転違反だと捉えています。土地の管理上、必要であるのかどうか今の私共には分かりませんので、その辺の理由を提示していただきたいと思いますと考えております。

一方、所有地のすぐそばの畑が、他のお宅の出入口に使われているようで、砂利が敷かれています。そこは地目上畑となっており、違反ではないかと思われれます。それに対する理由

も確認した上で、必要に応じ是正をしていただきたいと思います。

(委 員)

当該土地を選定した理由として、農機具を補完する場所を確保、と記載がありますが、農機具関係だと2アール以下の届出が必要でしょうか。

(事務局)

写真から、ビニールハウスの簡易的なものになります。

よって、2アール未満の届出の必要はないものと思っておりますが、建築物的なものを作られる場合は、届出や農地転用の申請が後日あがってくる案件になると考えられます。除外が認められた後は、敷地拡張で宅地にするということで、4条申請があがるものと考えます。

(議 長)

果樹以外のものが認められないのか、はっきりしておいた方がよいと思われます。

(事務局)

案件ごとに理由を確認させていただきます。例えば、庭木として植えているということになると、庭として使っているからダメだということになります。

一方、売り物としての樹を栽培しているということでしたら、問題ないと考えられます。

そこに植えている目的を確認した上で、違反になるのか、ならないものか、判断をさせていただきます。

(議 長)

ただ今、事務局の方からお話ありましたが、この件について他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようでございますので、議案第4の番号1につきましては、ただ今の説明にもございましたが「本件は、既存の敷地内で十分対応可能なのではないかと考えられます。また、現在申請地にブロック塀の設置、果樹以外の樹木も植えてあり、他の所有農地においても一部砂利が敷かれているなど農地法違反の可能性が見受けられます。そこで、本件の必要性や状況について具体的な理由の提示及び農地転用違反状況の是正等を行うことを求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、「本件の必要性や状況について具体的な理由の提示及び農地転用違反状況の是正等を行うことを求めます。」という意見を付けること

といたします。

次に議案第4号、番号2につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

事業計画者は主にここで、●●●●の修理、販売をしています。創業は●●年で●●年くらいになり、非常に繁盛しておりますが、狭いため車を停めるにもバックで入ってやっとというところです。

現地に行って社長に会って話をしたところ、場内は整頓されておりますが、作業をするにも人がやっと通れるくらいのスペースしかなく、狭く危険であるということでした。

土地所有者にもお話を聞きました。お父様が亡くなり相続で譲り受けたようですが、管理ができなくなり、誰かに譲りたいということで、事業計画者と土地所有者との意見が合ったようです。

資料の案内図をご覧ください。申請地の隣の畑の所有者に駐車場を作るという連絡をしたところ、了承を得たと連絡をいただきました。

ブロック塀で囲うと書いてありますが、高くせず近隣の農地には迷惑をかけないとのこと。現地は、だいぶ草が生えてきています。

(議長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

今、委員さんからご説明いただいたとおり●●●●の駐車場用敷地拡張についてになります。補足説明としまして、農政課としては、事案全体として添付資料のとおり農用地区域からの除外をするための基準及び要件は概ね満たしていると考えております。

また、農業協同組合からは除外について問題なしという意見をいただいております。

(議長)

続きまして、事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局)

現在、所有する車両がどのように駐車されており、何台分不足しているのか不明だと思われます。市内にある他の営業所に駐車できないのか等の確認が必要と考えております。

(議長)

ただ今の担当地区委員、農政課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

敷地拡張、駐車場整備ということですが、駐車場は、雨水浸透性の舗装の扱いとなりますか。もし分かればお願いします。

(農政課)

今の時点ではこの駐車場を、アスファルト舗装にして浸透性舗装にするのか、通常の浸透しない舗装にするのかについては把握しておりません。ただ、駐車場敷地をこのように舗装する場合というのは、蓮田市の道路課で管理している雨水基準が適用されますので、浸透性舗装にしないにしても、雨水が漏れ出ないように浸透枴を付けてもらう等の対策をしてもらうようにしてあります。

(委 員)

下は砂利でなく、舗装すると伺っています。

(委 員)

資料の案内図と公図の下の方に“埼玉県”と書いてあるのですが、これは個人の私有地と公衆用道路を区別するために埼玉県と表示されているのでしょうか。また、県道扱いですが、地番としては畑として前のまま残っているという意味でよろしいでしょうか。

(農政課)

申請地の南東側が全部県道の道路になっており、おそらく地番が振られていることから、過去に県の方で道路拡幅整備をした時の土地かと思われます。その際、登記地目を畑から公衆用道路に直すかどうかですが、道路の場合、事務の都合により、現況地目は変えたとしても、登記地目は畑のままということが多々あります。そういった類で畑のままになっているのかと思われます。

(議 長)

その他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第4号、番号2につきまして、農業委員会からは、「現在、車両がどのように駐車・保管され、何台分の保管場所が不足しているのかなど不明瞭な点がございます。また、市内外にあります他の事業所等に保管できないのかなど、駐車場の必要性等を加味した具体的な理由を含め計画の提示を求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号2につきましては、「駐車場の必要性等を加味した具体的な理

由及び計画の提示を求めます。」という意見を付けることといたします。

続きまして議案第4号、番号3につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

土地所有者に話を伺いました。所有者はお亡くなりになっているため、相続人の奥様にお話を伺いました。工場の横に土地を持っていて、旦那様が亡くなられたため自分では管理ができなくなったという状況です。奥様としては、会社の駐車場として使ってもらえたら助かりますということでした。

現地確認をしたところ、きれいに管理してある状態でした。周りの状況を考えまして、他の農地に悪影響を与えるような場所ではないと考えます。

(議長)

ありがとうございました。続きまして農政課の補足説明をお願いします。

(農政課)

事業計画者の会社は、●●●●等の●●●●を製造する会社となります。今回、申出地を砂利敷きするということですので、申請地を一段低くする、又は、土留めを敷地内に設置するなど、隣接農地への砂利の飛散による被害防除を指示してあります。

所有者がお亡くなりになっている関係で問題があり、除外の申出について親族の一人が土地権利者として同意しておりますが、相続人が一人とは限らないため、土地所有者と相続人の関係性を確認できる書類を提出、もしくは、所有権の変更登記をするなどの対応を指示しております。

事案全体としては、添付書類のとおり、除外をする基準及び要件は概ね満たしていると考えております。また、農業協同組合からは除外について問題なしとの意見をいただいております。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

相続にかかる手続きがされておきませんので、こちらの届出が必要だと考えております。また、添付の配置図と土地の形状が異なっているように見受けられるため、確認が必要と考えています。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び農政課からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第4号、番号3につきまして、農業委員会からは、「本事業地は未登記地であるため、土地所有者につきまして、真の所有者が分かる書類の提出及び土地利用計画図と公図の土地形状が異なっているように見受けられますので、確認を求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号3につきましては、「本事業地は未登記地であるため、土地所有者につきまして、真の所有者が分かる書類の提出及び土地利用計画図と公図の土地形状が異なっているように見受けられますので、確認を求めます。」という意見を付けることといたします。

農政課職員は、これで退室いたします。説明ありがとうございました。

以上で、本日の議案は終了いたします。

それでは、議案書9ページ以降の報告1から報告6につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告1から報告6、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告6につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —